

第4期第4回練馬区地域包括支援センター運営協議会 会議要録

第4期第4回練馬区地域密着型サービス運営委員会 会議要録

1 日時	平成28年3月10日(木) 午後6時～午後8時10分
2 場所	練馬区役所本庁舎5階庁議室
3 出席者	(委員15名) 宮崎牧子委員長、吉賀成子委員、豊哲男委員、中村正文委員、飯塚裕子委員、田中節子委員、大泉小百合委員、辻正純委員、植村光雄委員、芹澤考子委員、美玉典子委員、堀洋子委員、加藤均委員、鶴浦乃里子委員、青木伸吾委員 (事務局4名) 高齢施策担当部長、高齢者支援課長、介護保険課長、光が丘総合福祉事務所長
4 傍聴者	5名
5 議題	<p>○ 練馬区地域密着型サービス運営委員会</p> <p>1 小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行について …資料1</p> <p>2 地域密着型サービス等の基準条例の一部改正について …資料2</p> <p>3 地域密着型サービス実施指針の改定(案)について …資料3</p> <p>4 平成28年度地域密着型サービス事業者公募(案)について …資料4</p> <p>5 練馬区と隣接区市との地域密着型サービス事業者等の指定に関する協定について …資料5</p> <p>6 宿泊サービスの事業の人員、設備および運営に関する指針(案)について…資料6</p> <p>7 地域密着型サービス事業者の指定更新について …資料7</p> <p>○ 練馬区地域包括支援センター運営協議会</p> <p>1 谷原出張所内における街かどケアカフェの開設について …資料8</p> <p>2 平成27年度練馬区地域ケア推進会議について …資料9～資料15</p> <p>○ その他</p> <p>1 介護保険状況報告(平成28年1月末現在) …資料16</p>

<p>6 配付資料</p>	<p>(資料1) 通所介護 全体図 イメージ (資料2) 地域密着型サービス等の基準条例の一部改正について (資料3) 練馬区地域密着型サービス実施指針(案) (平成28年4月) (資料4) 平成28年度地域密着型サービス事業者公募要項(案) (資料5) 練馬区と隣接区との地域密着型サービス事業者等の指定に関する協定について (資料6) 練馬区における指定地域密着型通所介護事業所等で提供する宿泊サービスの事業の人員、設備および運営に関する指針(案)の制定について (資料7) 指定地域密着型サービス事業者等の指定更新について (資料8) 谷原出張所内における街かどケアカフェの開設について (資料9) 平成27年度練馬区地域ケア推進会議 (資料10) 平成27年度地域ケア個別会議の課題 (資料11) 平成27年度地域ケア個別会議参加者種別ごとの参加回数 (資料12) 平成27年度 第1回練馬地域ケア個別会議実施報告 (資料13) 平成27年度 第1回光が丘地域ケア個別会議実施報告 (資料14) 平成27年度 第1回石神井地域ケア個別会議実施報告 (資料15) 平成27年度 第1回大泉地域ケア個別会議実施報告 (資料16) 介護保険状況報告(平成28年1月分)</p>
<p>7 所管課</p>	<p>(地域包括支援センター運営協議会) 高齢施策担当部 高齢者支援課 地域包括支援係 TEL : 03 - 5984 - 2774(直通) Eメール : KOUREISYASIEN02@city.nerima.tokyo.jp</p> <p>(地域密着型サービス運営委員会) 高齢施策担当部 介護保険課 事業者係 TEL : 03 - 5984 - 4589(直通) Eメール : KAIG002@city.nerima.tokyo.jp</p>

第4回地域包括支援センター運営協議会 第4回地域密着型サービス運営委員会

（平成28年3月10日（木） 午後6時～午後8時10分）

○委員長 これより第4期第4回練馬区地域包括支援センター運営協議会および練馬区地域密着型サービス運営委員会を開会する。

最初に事務局から、本日の資料および出席委員、傍聴者の人数の報告をお願いする。

○事務局 本日の出席委員は14名で、3名の委員より欠席の連絡を受けている。また、1名の委員から遅参の連絡を受けている。傍聴者は5名である。

【資料の確認】

○委員長 では、次第に沿って議事を進めさせていただく。

本日も、委員の皆様には活発なご意見、ご発言をお願いしたい。なお、午後8時を閉会の目途としているので、会の円滑な進行にご協力をお願いしたい。また、議事録を作成する都合上、ご発言はマイクにてお願いする。また、本日は案件が大変多く、質問し切れない場合などもあるため、質問・意見があれば、机上配布の用紙に記入し、3月31日までに事務局にお送りいただければ、次回の会議で、改めて説明する形にさせていただきたい。

【事務局にて補足】

○委員長 それでは、地域密着型サービス運営委員会を開催する。

案件1、小規模通所介護の地域密着型サービスへの移行について、案件2、地域密着型サービス等の基準条例の一部改正について。資料1および資料2の説明を、介護保険課長よりお願いする。

○介護保険課長 資料1、資料2について説明する。

【資料1、資料2について説明】

○委員長 ただいまの説明に対して、何か、質問・意見があれば、お願いする。

○委員 区内でも辺縁部の事業所では、隣接する他区市の住民もこれまでは利用できていたが、地域密着型サービスになると利用できなくなってしまうのか。

○介護保険課長 地域密着型サービスは、原則、区民の利用である。資料1を見て、小規模通所介護が地域密着型に移ると、区民しか利用できなくなるのかという話である。従来の小規模な通所介護事業所は東京都に指定権限があるため、他区市民であっても練馬区の事業所は使える形だが、地域密着型サービスになると、原則、練馬区民しか利用できなくなる。

ただし、現在利用中の他区市の方については、そのまま利用できる。委員が心配しているのは、地域密着型サービスになってから、新たに、他区市民が練馬区の事業所を使

う、また逆に、練馬区民が他区市の地域密着型事業所を使えないのかということである。

基本的には、原則、練馬区民のみではあるが、どうしてもその事業所を使わなければいけない事情があれば、手続をとることによって、4月以降、地域密着型サービスになっても、他区市民が練馬区の事業所を使うことは可能である。資料5で、あらためて説明したい。

○委員 今利用している方でさえ、例外規定を適用して、申請を出さないと使えなくなるということか。

○介護保険課長 今利用している方については、そのまま使える。新たな手続は必要ない。

○委員長 そのほかは、いかがか。よろしいか。

(なし)

○委員長 それでは、次の案件3、地域密着型サービス実施指針、平成28年4月改訂版について、案件4、平成28年度地域密着型サービス事業者公募（案）について。資料3および資料4の説明を、介護保険課長に願います。

○介護保険課長 資料3、資料4について説明する。

【資料3、資料4について説明】

○委員長 ただいまの説明に対して、質問・意見はいかがか。よろしいか。また、質問は、質問票でも受け付ける。

(なし)

つづいて、案件5、練馬区と隣接区市との地域密着型サービス事業者等の指定に関する協定について。資料5の説明を、介護保険課長に願います。

○介護保険課長 それでは資料5について説明する。

【資料5について説明】

○委員長 ただいまの資料5の説明に対して、質問・意見があれば、願います。いかがか。

○委員 今回予定している隣接区は、この内訳の区だけか。例えば、新宿区なども対象となるのか、現在、使っている区市だけなのか。

○介護保険課長 今のところ、条件が整っていて、対象となる区市において協定に合意いただける場合に進めていきたいと考えている。仮に新宿区の事業所を練馬区民が使いたい、あるいは新宿区民が練馬の事業所を使いたいという場合、今後も同様の事業所が予想されるため、1件ずつではなく包括的な形で、新宿区と練馬区で合意できれば、進めていきたい。

○委員長 そのほかは、いかがか。

○委員 新座市、朝霞市などの場合、この協定を締結した事業所だけなのか。例えば新座市なら新座市の、この資料に書かれている7事業所だけなのか。あるいは練馬区の事業所だったら、新座市や朝霞市の方はこの協定で使えるようになるのか。内容がよく分からない。

○介護保険課長 委員の質問の趣旨は、例えば武蔵野市に2、新座市に7となっているけれども、使えるのはこの2の事業所、7の事業所だけなのか、と受けとめた。そうではなくて、包括的に協定を結ぶので、例えば練馬区内には140事業所があり、そこはすべて使えるようになるし、逆に、武蔵野市に仮に50あるとすれば、その50は、事業所に空きがあり「練馬区民を受け入れてもいい」と判断してもらえれば、そこは使えるという協定を結ぶつもりでいる。資料5に書かれている各区市の数字、例えば豊島区に7、新座市に7というのは、今、練馬区民が使っている事業所の数である。事業所全体の数としては、当然、豊島区はもっとあるし、新座市、あるいは武蔵野市も、西東京市も、まだまだ多いと考えている。

○委員 この中に和光市が含まれていないが、和光市とは協定をしていないのか。

○介護保険課長 これは11月の実績であって、今現在、練馬区民で和光市の小規模な通所介護事業所を使っている方がいないため数字が載っていないということであり、和光市とは隣接しているので、和光市がこのような協定を練馬区と結んでもよい、となれば当然、やらせていただきたいと思っている。

説明不足であったが、この協定を結ぶのは今後のことであり、現在は、利用があれば1件ずつ区市同士でやりとりをしている。4月以降は、この協定を結べば、包括的にそれぞれの区市が利用できるようになる、とご理解いただきたい。説明が不十分で申しわけなかった。

○委員 しつこくて申しわけないが、これは、それぞれの自治体と練馬区がやるものなのか。つまり、新座市や朝霞市は手を挙げてこの協定を結びたい、しかし和光市がここに入っていないということは、現時点では、和光市は手を挙げていないということか。

○介護保険課長 働きかけはこれからさせていただく。和光市がどういう考えかはまだ聞いていない。ただし、練馬区としては、ぜひ協定に締結してほしいと思っている。

近隣の自治体から、逆に、練馬区と協定を結びたいという声も聞いているので、こちらの方から、和光市なりあるいは近隣の自治体に、逆に声をかけていきたいと考えている。

○委員 ぜひ、よろしくお願ひしたい。

○委員長 そのほかは、いかがか。よろしいか。

(なし)

○委員長 それでは、案件の6に移る。宿泊デイサービスの事業の人員・設備および運営に関する指針（案）について。資料6の説明を、介護保険課長、お願ひする。

○介護保険課長 資料6について説明する。

【資料6、資料6別紙について説明】

○委員長 ただいまの資料6について質問・意見があれば、お願いします。

○委員 この指針は、ベースは東京都が今までやっていたものと同じで、独自規定だけ追加されたのか、それとも全体的に厳しくなっているのか、教えてもらいたい。あと、実際に、練馬区にどのくらい該当する事業所があるのか把握していれば教えてもらいたい。

○介護保険課長 資料のベースの部分については、事務局から説明する。お泊まりデイは、届出制になっているが、宿泊サービスを提供する事業所については、東京都への届出が必要となっている。練馬区ではそれが30事業所ある。

○事務局 質問のあった指針のベースとなるものであるが、今回、練馬区が指針を定めるに当たって、厚生労働省から発出された指針をもとに作成している。

○委員長 そのほか、いかがか。

○委員 消防法に規定した設備ということで、お泊まりデイは、スプリンクラーや自動火災報知機の設備などは義務づけられているのか、それとも例外規定があるのか。

○事務局 消防法の改正により、宿泊サービスを提供する事業所についてもスプリンクラーの設置が義務づけられている。ただし、平成30年3月末までの経過措置が設けられていたと聞いている。

○委員長 そのほか、いかがか。よろしいか。

(なし)

○委員長 それでは、案件の7に移る。地域密着型サービス事業者等の指定更新について。資料7の説明を、介護保険課、お願いします。

【資料7について説明】

○委員長 ただいまの資料7の説明に、質問・意見があれば、お願いします。いかがか。よろしいか。

(なし)

○委員長 これで、地域密着型サービス運営委員会を終了する。

引き続き、地域包括支援センターの運営協議会に移る。

まず、案件1、谷原出張所内における街かどケアカフェの開設について。資料8の説明を、高齢者支援課長にお願いします。

【資料8について説明】

○委員長 ただいまの資料8について、質問・意見があれば、お願いします。いかがか。

(なし)

○委員長 では、次の案件に移る。案件2、平成27年度練馬区地域ケア推進会議について、資料9から資料15までの説明を高年齢支援課長にお願いします。

○高年齢支援課長 今回、初めて練馬区地域ケア推進会議を今から行わせていただく。まず、地域ケア会議がどういうものか、少し説明させていただく。

先ほどの事業説明にもあったが、地域包括ケアシステム練馬区版を目指しているところである。この地域包括ケアシステムというのは、自治体の仕組みが一律ではなくて、自治体ごとに当然異なってくる。地域の特性に応じて、地域包括ケアシステムをつくり上げていくため、昨年4月、介護保険法に地域ケア会議の設置が明文化された。そして、地域ケア会議の役割は大きく三つある。医療・介護の多職種が協働して高齢者の個別課題の解決を図るということが1点目。2点目が、個別ケースの課題分析を積み重ねることにより、その地域の共通の課題を明確化すること。3点目は、その地域課題の解決に必要な資源の開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につながる。この3点が地域ケア会議の役割になっている。

練馬区は、今までどうしてきたかという、平成26年度までについても、同様の会議を開催している。本所を単位として地域ケア会議全体会、支所が行うミニ地域ケア会議等を実施してきた。先ほどあげた理由により、平成27年度から地域ケア会議を再編し、三層構造とした。

練馬区では本所が4か所、またそれぞれの本所に5か所から7か所の支所がある、いわゆるサブセンター方式をとっている。今年度からはこの三層構造でやっているが、それぞれの役割は、支所ごとに行う地域ケア個別会議については、個別ケースの検討を通じた個別課題や社会資源の現状把握、地域課題の解決に向けたネットワーク構築、社会資源開発、地域づくりを図るといったものになっている。次の地域ケア圏域会議については、本所ごとに行うものである。本所圏域内における地域課題や社会資源の現状把握、圏域課題の解決に向けたネットワークの構築、社会資源開発、地域づくりを図るといったものになる。最後に、本日の地域ケア推進会議である。目的は、地域包括ケアシステムの実現を目指し、地域ケア圏域会議で把握された地域づくりや社会資源の現状を共有し、区の対策を協議、政策形成を図るといったものになっている。これが地域ケア会議の位置づけになる。ここからは、地域包括支援センターの本所の中でも基幹型に位置づけられている練馬本所のセンター長が進行する。

○練馬地域包括支援センター長 ここから地域ケア推進会議の進行を務めさせていただく。資料9に沿って、地域ケア推進会議を進めさせていただく。先ほど高年齢支援課長から説明があったとおり、地域ケア会議は、個別会議、圏域会議、推進会議からなり、本来ならば圏域会議でまとめた課題をこの推進会議で検討するという流れになるが、初年度ということもあり、今回は地域ケア個別会議の課題の整理、それと各地域ケア圏域会議の報告という形をとらせていただき、次年度以降の地域ケア推進会議の進め方をどう進めていくのか、もしくはここで論議できる課題があれば論議したいと思う。協力のほどよろしくをお願いします。

まず、次第の1番で、主たる目的である。平成27年度、各支所で開催された地域ケア個別会議と各本所で開催された地域ケア圏域会議を地域包括支援センター運営協議会に報告するとともに、新規の課題と取り組みを模索するという目的でこの会議を進めさせていただく。

次第の2として、地域ケア個別会議・地域ケア圏域会議の報告。各センター長より報告する。

【各地域包括支援センターから報告】

○練馬地域包括支援センター長 それでは、この推進会議の本題である地域ケア推進会議の取り組みということで、今の報告を受け、各委員には、来年度、取り組むべき地域課題の模索という形でご議論いただければと思う。いろいろな職種の方がいらっしゃるの、よろしく願います。

○委員 私は、12月と2月に人口問題研究所の地域ケア研究会に出席させていただきました。川崎市と藤沢市の地域包括ケアシステムの取り組み事例を聞かせていただいたが、既にもう対象は全対象型地域包括ケアシステムに移っている。高齢者だけを課題とした地域包括ケアシステムでは成り立たないというのが既に各先生の共通的な考え、計画であって、それが2018年から2025年に進む地域包括ケアシステムの変革に結びつく、というのが既に始まっている。全対象型地域包括ケアシステムを考えたときに、既にいろいろな市町村で意見・事例が出ている。本日、課題を伝えていただいたが、高齢者問題だけではおさまらない話がたくさんあると思う。マクロ的課題としても、練馬区がどのような形で地域包括ケアシステムを作ろうとするか、そこがなかなか見えてこない。マクロ的課題、ミクロ的課題にしても、どういう形での会議体があって、それがアウトプット、アウトカムにどうつながるのか、先日の事業評価の中でも、スーパービジョン、スーパーバイザーが必要だという中で、評価者がいるのか、いないのか。さまざまなソーシャルワークの機能があって、全対象型地域包括ケアシステムを目指さなくてはもう行政は成り立たないというのが一般的な考え方だと理解している。本日、また、次回の委員会も時間に限りがあると思うが、議論、議題として、ぜひ、取り上げていただきたい。この検証はアウトプット型、アウトカムにと、光が丘のセンター長も提案をされていた。その提案がここの場だけで話が終わるのではなく、どのように課題解決に向けて進むのかということのルールづくりの一つとして、この地域ケア推進会議という位置づけを考え、フレーム全体を見据えた議論にしていいただきたい、という要望と、次回の議題にしていいただければという実感をお伝えする。

○委員 今年度から始まっている認知症の初期集中支援チーム、多分、そういう方たちがたくさん関連していると思うが、余りキーワードとして出てこなかったように思う。どのぐらい初期集中支援チームが関わっているかは分からないが、もし知名度が余りないのであれば、どんどん活躍する場があると思うので、ぜひ周知を高めていただきたい。

○委員 ご苦労されて、大変なことだと思う。我々のところでもどう地域に貢献しているかというのはいつも話に出る。痛みや体が動けないことでひきこもり状態になるということが非常に多く、また認知症に移行していく場合が、見ている中でかなりある。

できれば、地域ケア個別会議等に我々の会員などにも声掛けをいただき、意見をいただければと思う。例えば、痛みだけは共通であり、膝が痛い、腰が痛いという声は多いが、ちょっとおかしいぞという話もやっぱり出てくる。時間を間違えたり、お金を間違えたり、何か、出口を間違えたりということがあり、そんなところから、初期の認知症など、いろいろなものが発見できるのではないかと思う。地域の顔見知りの町会の方が多いと、割とスムーズに話に入っていけるのではないかと思うが、その辺、我々の会員も80軒以上ある。要望があれば、会員に伝えるので、どうぞよろしく願います。

○練馬地域包括支援センター長 あと一人ぐらい、いらっしゃれば、ご提案いただけるとありがたい。今、話があったように、地域ケア個別会議は、範囲を広くして、今後もいろいろな方に参加していただけると、いろいろなご意見も出、それだけネットワークも広がるので、ぜひとも薬剤師の方も含めてお願いしたいと思う。

○委員 今日の事例から、独居の方や拒否が強い方など、目立つ方の事例が多いと実感しました。目立つ方に関しては注目を浴びやすいが、そうではない対象外の、本当に空白の、例えば、医療にもつながっておらず、何となくあやしいのだけれども注目を浴びていない人の、予備軍のような人たちが、多分、その他大勢の中にあるような気がする。そのあたりがもう少し注目を浴びるような感じで挙げていただきたいと思う。

○練馬地域包括支援センター長 まさに、この最初の地域ネットワークの課題がそこにある。各センター長もそれを認識しており、我々が対応しているのは本当に難しい案件である。ただ、困難になる前に対応して、初期集中支援チームが対応すれば本当によくなるのではないかと我々は本当に切に願っている。そしてそれができるのは地域の方だけと認識している。

○高齢者支援課長 いろいろとご意見をいただき、感謝する。今回、約1時間という短い時間の中で、地域ケア推進会議を実施させていただいた。ボリュームが多く、個別会議、圏域会議の説明に時間の大半をさいてしまい、皆さん方からご意見をいただいたり、ご質問をいただいたりして、区のあるべき方向を探っていくという本来の姿には届かなかったが、初めての実施ということでお許しいただきたい。来年度に向けて、実施方法の見直しについて検討していきたいと思う。

○練馬地域包括支援センター長 では、これで地域ケア推進会議を終わらせていただく。

○委員長 以上で、地域包括支援センター運営協議会を終了する。その他の報告事項に移る。

案件1 介護保険状況報告について、資料16の説明を介護保険課長に願います。

【資料16について説明】

○委員長 ただいまの説明に、質問や意見があれば願います。よろしいか。

(なし)

○委員長 最後に、事務局で、次回の会議の日程などについて伝える。

○事務局 次回は、4月22日金曜日、午後6時から、同じくこの場所で開催予定である。案件等に関しては、追って通知するので、よろしくお願いします。

○委員長 4月22日ということである。よろしくお願いします。平成28年3月末で退職となる職員がいるので、あいさつをお願いします。

【退職予定職員あいさつ】

○委員長 以上で終了するが、今回は案件が多かったため、質問等ができなかった方もいると思う。ぜひ、質問票に記入の上、事務局の方に送付していただければと思う。